

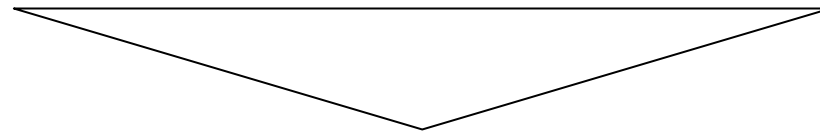
郵政民営化について

社団法人生命保険協会

平成18年11月8日

郵政民営化についての基本認識

民営化により、簡保事業を自由で公正な民間の生命保険市場に吸収・統合し、活力ある経済社会を実現すること



従って、民営化にあたっては、市場競争を歪めることのないよう、同種の業務を営む事業者との間に「公正な競争条件を確保すること」が前提

公正な競争条件の確保(政府出資①)

過去の政府答弁

- ✓ 「全株を処分するまでは政府出資の形で国の信用と関与が残るということになって競争上優位にたつことになる」

郵政民営化に関する特別委員会(平成17年7月19日)より

- ✓ 「金融業務におきましては、信用が競争上決定的に重要」

郵政民営化に関する特別委員会(平成17年6月14日)より

- ✓ 「その国営化されてきた郵貯銀行そして保険会社、政府の関与をというものを断ち切って、そして民間の金融機関とイコールフットィングの状況をつくりだす、そのために完全処分をする。」

郵政民営化に関する特別委員会(平成17年7月1日)より

公正な競争条件の確保(政府出資②)

- ✓ 政府による間接的な株式の保有は一般消費者に政府サポートの「期待」を与える。
- ✓ 目に見えない金融商品においては、「信用」が競争上重要な要素である。
- ✓ 郵政民営化法において、政府による「信用力」の補完を解消するため株式の完全処分が規定されている。

○簡保と民保の解約・失効率

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
簡保	2.8%	2.9%	3.0%	3.1%	3.1%	3.2%	3.2%	3.1%	2.8%	2.9%
民保	6.5%	8.3%	7.5%	7.9%	8.1%	9.1%	8.2%	8.1%	6.9%	6.6%

簡保(保険) 解約・失効率＝(解約件数+失効件数)／(年度始保有契約+年度末保有契約+解約・失効契約)／2×100

民間生保 解約・失効率＝(解約件数+失効件数-復活件数)／年度始保有件数×100

公正な競争条件の確保(政府出資③)

郵便保険会社への加入意向・動機

(生命保険文化センター「平成18年度 生命保険に関する全国実態調査」より)

●今後の民保と民営化後の郵便保険会社に対する加入意向

(%)

民保選好			どちらとも いえない、不明	簡保選好		
民間の生命 保険会社を好む	どちらか といえば 民保を好む			どちらか といえば 郵便局を 好む	郵便局を 好む	
22.2	8.8	13.5	55.5	22.2	12.6	9.6

<調査方法>

- ・調査地域: 全国(436地点)
- ・調査対象: 世帯員2人以上の一般世帯
- ・調査時期: 平成18年4月21～6月19日
- ・回収サンプル数: 4, 088
- ・調査機関(社)新情報センター

●民保の加入動機(回答方法:複数回答可)

商品や サービス が良いから	価格が手 頃だから	信頼でき るから	セールスマン・窓 口の対応がよい	セールスマン・窓 口に友人がいる	健全な経 営をしている	政府の関 与が強い	規模が大 きいから	国営事業 として運 営してきた伝統	店舗が近 くにある、便利	広告をよ く見かけ る	以前加入 したことが ある	運用成績 が良いから	その他	不明
41.5	29.0	16.9	11.7	15.6	8.1	2.3	13.9	1.2	2.9	5.7	14.2	3.9	3.3	2.4

●民営化後の郵便保険会社の加入動機(回答方法:複数回答可)

(%)

商品や サービス が良いから	価格が手 頃だから	信頼でき るから	セールスマン・窓 口の対応がよい	セールスマン・窓 口に友人がいる	健全な経 営をしている	政府の関 与が強い	規模が大 きいから	国営事業 として運 営してきた伝統	店舗が近 くにある、便利	広告をよ く見かけ る	以前加入 したことが ある	運用成績 が良いから	その他	不明
5.3	20.4	46.2	6.8	3.2	13.2	34.7	16.4	33.8	23.3	0.3	15.8	1.8	1.8	1.5

公正な競争条件の確保(利益補填の禁止①)

1. 利益還元の公平性・透明性の確保

- ✓ 旧簡保の契約から生じる利益、すなわち再保険の利益については旧簡保契約者に帰属すべきであり、公平性・透明性を確保すべき。

- ✓ 適切な区分経理の導入、ディスクロージャーの実施を明確化すべき

◎平成17年7月21日 参議院郵政民営化に関する特別委員会における政府答弁

…仮に、郵便保険会社において簡易保険についてその処分可能利益が発生した場合には、この再保険契約に基づいて、機構を通じて旧契約の契約者に配当して還元することとしているわけでございます。したがって、郵便保険会社に利益が帰属することにはならないものですから、これはイコールフットイング上問題になることはないというふうに考えるわけでございます。

◎平成17年8月1日 参議院郵政民営化に関する特別委員会における政府答弁

…管理会計上はやはり何らかの別会計、別区分をしていただいて、その部分、旧勘定、旧契約者に払う分はそれにしっかり払っていただく。しかし、その間に余分な損益が振り分けられないように、つまり、委員御心配のように、不当な形で新しい郵便簡保会社を、失礼、保険会社を利さないような、そういう仕組みはつくっておかなければならない。

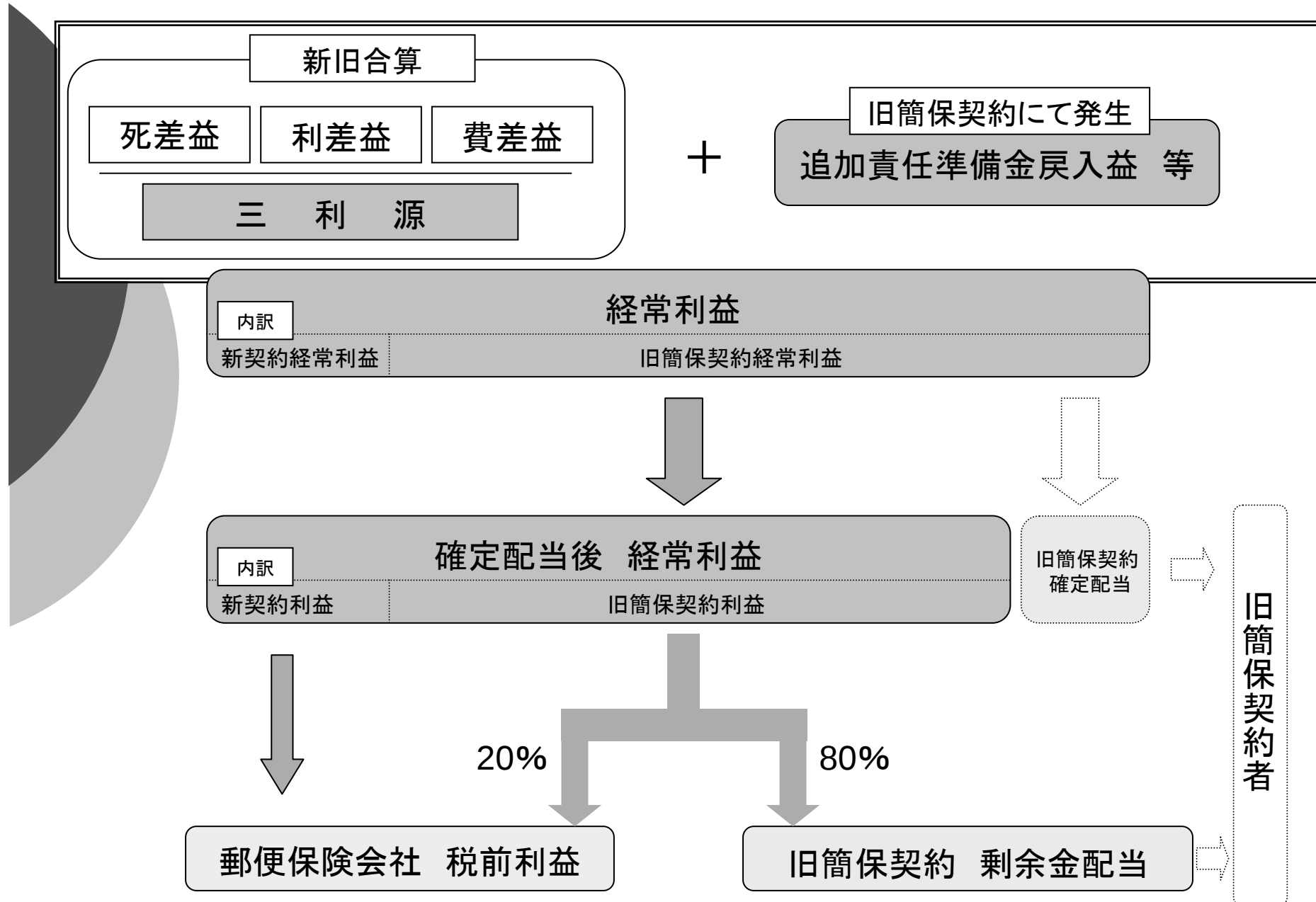
骨格経営試算（郵政民営化準備室作成 H16. 11. 17）

- ✓ 経常利益の大半は、旧簡保契約の過去の利益の蓄積である「追加責任準備金」の戻入益。

（単位：億円）

営業開始後経過年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
西暦	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
死差益	6,588	6,175	5,805	5,487	5,160	4,876	4,644	4,442	4,253	4,055
利差益	-12,566	-10,455	-8,957	-7,445	-6,405	-5,317	-4,416	-4,080	-3,662	-3,277
費差益	2,952	2,713	2,541	2,204	1,607	1,089	663	287	-59	-420
人件費	377	377	377	377	377	377	377	377	377	377
物件費	770	770	770	770	770	770	770	770	770	770
租税	470	439	410	393	388	384	380	377	374	371
PPC負担金	10	14	18	26	37	45	54	67	73	79
窓口委託料	6,489	6,006	5,534	5,303	5,303	5,303	5,303	5,303	5,303	5,303
三利源 小計	-3,026	-1,566	-610	246	362	649	891	649	532	358
追加責任戻入益等	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?
経常利益	793	1,832	2,444	3,131	3,131	3,326	3,452	3,126	2,972	2,754
旧簡保契約者配当	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?
税引前利益	-351	116	263	425	451	516	565	567	541	502
法人税等	0	-46	-105	-170	-180	-207	-226	-227	-216	-201
当期利益	-351	70	158	255	270	310	339	340	325	301

骨格経営試算 利益構造 イメージ



公正な競争条件の確保(利益補填の禁止②)

2. 区分経理の必要性

- ✓ 旧簡保契約と民営化後に取得した契約(新契約)との利益の源泉管理のため適切な区分経理が必要である。
- ✓ 旧簡保契約の負債の特殊性に鑑み、区分経理の実施について、政省令、再保険契約等にて明確化すべきである。

【保険会社向けの総合的な監督指針より】

- 生命保険会社においては、利益還元の公平性・透明性の確保、保険種類相互間の内部補助の遮断、事業運営の効率化、商品設計や価格設定面での創意工夫などを図る観点から、一般勘定について保険商品の特性に応じた区分経理を行うことが重要である。

3. ディスクロージャーの必要性

- ✓ 旧簡保契約者への情報開示、国民の見えない負担の透明性の確保のため、旧簡保契約について郵政公社水準のディスクロージャーが必要である。

株式上場と新規業務に対する考え(既存業務)

- ✓ 「実施計画の骨格」では既存業務だけでも増益基調かつ一定水準のROEを確保できている。

「実施計画の骨格」経営の見通し

(単位:億円)

営業開始後経過年数	1	2	3	4	5
西暦	2007	2008	2009	2010	2011
経常収益	71,870	152,350	147,600	138,110	130,520
経常費用	70,050	147,710	141,080	129,870	121,680
経常利益	1,820	4,640	6,520	8,240	8,840
税引き前利益	800	1,990	2,780	3,570	3,820
純利益	280	770	1,300	1,740	1,930

※実施計画の骨格をもとに、配当性向30%にて生命保険協会が試算

資本の部(民営化時1兆円)	10,196	10,735	11,645	12,863	14,214
ROE	5.5%	7.2%	11.2%	13.5%	13.6%

株式上場と新規業務に対する考え(新規業務)

- ✓ 一方、「採算性に関する試算」では保険の新規業務の収益は極めて低い。

会社	新規業務	想定条件	10割達成	5割達成
貯金	貸付、シンジケートローン、私募債、株式、クレジット・スワップ、CDO、ABSなど証券化関連商品、ファクタリング、ローンパーティシペーション、保証業務	・ 今後の景気回復による資金需要増大、公的金融改革などを考慮し、段階的に貸付その他の信用リスクを取る業務を拡大し残高35兆円 ・ 信用リスク調整後スプレッド1.0%の利ざやを確保	3200億円	1600億円
保険	第三分野 限度額撤廃	・ 第三分野へのニーズの高まりに鑑み、新規保険の約3割が第三分野保険商品になると想定 ・ 限度額の撤廃により、新規保険料が1割アップ	<u>50億円</u>	<u>30億円</u>

業務運営態勢の整備等

- ✓ 契約者保護等の観点から「総合的な監督指針」等に基づき、内部統制の強化、健全かつ適切な業務運営態勢等の整備が必要

項 目	必要な態勢の整備
商品種類の拡大(第三分野、変額年金等への参入)	・業務運営態勢(査定・引受・支払態勢等)の整備が必要。
加入限度額の引上げ(1,000万円超への引上げ)	
窓口対象業務の拡大(新たな保険商品の販売等)	・専門知識を習得させるための教育、適切なコンプライアンス態勢の整備が必要。
資産運用対象の拡大(貸付等への参入)	・リスク管理態勢の整備等が必要。

- ✓ 旧簡保契約の個人情報データを郵便保険会社で取扱う場合には郵政民営化法・個人情報保護法等に基づき、以下の点に留意すべき

1. 郵政民営化法に定める旧簡保契約の管理業務以外の情報利用の禁止
2. 旧簡保契約業務の遂行、被保険者の特定、限度額管理遵守されるために提供される情報の明確化
3. 個人情報の不適正な利用を防止するための措置